



制委が受けとっているのかを尋ねた。被告国側の代理人は「被告は原データを求めていない。したがって受け取ってもいない」と答えた。国側は① 原データの確認は法令上必要性が認められていない、② 逐一原データを確認するには膨大な時間がかかり、人的資源が限られているので現実的でない、③ 認可の際には関電の品質保証体制をチェックした上で大丈夫と判断している、の3点をその理由として後に述べている。

つまり、規制委は原発の耐震設計の出発点である基準地震動の策定においてその算出基礎となる生データをチェックしていない、さらにとりわけ老朽原発の再稼働において問題となる压力容器の中性子照射脆化を監視するために炉内に設置されている試験片の原データをチェックしていない、ということである。極めて重要であると思われるこれらのデータの扱いは完全に関電に任されているということになる。

お金について極めてルーズな管理状況を露呈した関電が、裁判で原告住民側に公開できず、チェック機能を果たすはずの規制委員会にも提出されない（できない？）生データについては、自分たちだけで清く正しく管理しているということがあり得るのだろうか。（編集子）

## 福井県及び石川県の原発差止訴訟概況

### （係争中のもの：2019年10月下旬現在）

（\*各裁判のホームページや新聞記事などを参考に編集子が整理しました。文責は編集子にあります。）

#### ■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012年6月12日
- ◇ 主たる争点等：基準地震動の過小評価（ばらつきのとらえ方、「地震データ改竄問題」など）及び火山灰に対する措置の問題。
- ◇ 経過：裁判長が進行協議において、次回期日以降の口頭弁論の間隔を3ヶ月から2ヶ月に短縮し、「そろそろ判断したい」と述べる。
- ◇ 今後の予定：第32回口頭弁論期日は2020年1月30日(木)、15時より大阪地裁202号法廷。

#### ■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁
- ◇ 裁判の種類：仮処分
- ◇ 債務者：関西電力
- ◇ 申し立て日：2017年12月25日



- ◇ 主たる争点：基準地震動のみに絞っている。
- ◇ 経過：2018年7月9日の第3回審尋で裁判所の理解のために島崎邦彦氏が説明。2018年10月16日の第4回審尋で突然の裁判長交代と審尋終了。2019年3月28日に申立却下の決定。2019年4月10日、申立人は大阪高裁に即時抗告。
- ◇ 経過及び今後の予定：9月25日の審尋で山下裁判長は全くやる気なし。審尋は今回1回で終了。11月22日までの文書提出期限をもって審理は終結。山下氏は来年2月退官予定であり、1月に決定か？

#### ■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：京都地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2012年11月29日
- ◇ 主たる争点等：事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過：第24回口頭弁論期日（2019年8月1日）では、基準地震動に関する準備書面提出。原告意見陳述では避難の困難性などを訴える。
- ◇ 今後の予定：第25回口頭弁論期日は11月28日（木）14時30分から。第26回は2020年3月3日（火）14時30分から。

### ■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：大津地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2013年12月24日
- ◇ 主たる争点等：福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過：第24回口頭弁論期日（9月10日）では、使用済み核燃料の人格権の侵害（MOX燃料含む）、大飯原発敷地内の地盤問題などが陳述された。
- ◇ 今後の予定：第25回口頭弁論期日は2019年12月10日（火）午後2時30分より。それ以降は2020年3月10日、6月4日、9月10日（おそらく証人尋問）。

### ■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国
- ◇ 提訴日：2016年4月14日
- ◇ 主たる争点等：新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非が争点。
- ◇ 経過：高浜1、2号機と美浜3号機について、別々の事件として審理が進められている。2019年10月16日の口頭弁論では、火山事象に関する参加人（関電）へのバックフィット命令について陳述。また国は圧力容器内の監視試験片に関する原データについて関電からの提出の必要はない、という反論を出してきた。その理由については1～2頁参照。
- ◇ 今後の予定：：2020年1月22日&5月7日。

### ■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所：金沢地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：北陸電力



- ◇ 提訴日：2012年6月26日
- ◇ 主たる争点等：2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。
- ◇ 経過：原告側は早期結審を求めているが、北電も裁判所も規制委員会の判断を待つべきとしている。
- ◇ 今後の予定：第29回口頭弁論期日は11月21日（木）13時10分より。集合は12時45分。

### ■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所：富山地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日：2019年6月18日
- ◇ 主たる争点等：本件原発の再稼働ない再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働及び再稼働を前提とした行為の差止を請求する。
- ◇ 経過：2019年9月27日に第1回口頭弁論が行われた。原告多名賀哲也さんが意見陳述。3.11以前の志賀原発差止訴訟、「株主の会」の活動を踏まえての今回の提訴であることを「歴史」を追いながら陳述。岩淵弁護団長コメント・・・北電経営陣は電力会社の中でも今回のような提訴に最適の被告である。①原発の安全な運転を期待できない（臨界事故と事故隠し）、②水力発電のキャパシティーが十分あり原発は不要、③北電の経営規模を考えれば万が一の事故の際の賠償等は不可能（従って原発は安くない）、などの理由により。
- ◇ 今後の予定：第2回口頭弁論期日は12月16日（月）15時より。

### ■ 大飯原発3、4号機、高浜原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：福井地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟（本人訴訟）



- ◇ 被告：国
- ◇ 提訴日：2018年3月15日
- ◇ 主張内容：原発から放射性物質の拡散を前提とした原発の再稼働は認められない。
- ◇ 経過：2019年4月10日、訴えを却下の決定。原告は4月22日に名古屋高裁金沢支部に控訴。その後については詳細不明。

## ● 子ども脱被ばく裁判について ●

9月7日（日）、福井市嶋田ビル2Fで「子ども脱被ばく裁判」を支える会・西日本事務局の後藤由美子さんをお招きして第10回学習会を行いました。

後藤さんは、福島の子どもの保養のために預かったことをきっかけにこの裁判に関わるようになりました。裁判では、「子どもたちに被ばくの心配のない環境で教育を受ける権利が保障されていることの確認」（子ども人権裁判）を各自治体に求めるとともに、事故後、県外に避難した人たちとも力を合わせて、国と福島県に対し、「原発事故後、子どもたちに被ばくを避ける措置を怠り、無用な被ばくをさせた責任」（親子裁判）を追及することを目的としており、その理解と支援を訴えました。

## ● クラウドファンディング挑戦中 ●

名古屋地裁で裁判を闘っている「老朽原発40年廃炉訴訟市民の会」が裁判継続のための資金を集めるために新たな試みを始めました。期限は今年12月13日まで！ぜひ同封のチラシのご一読を！

なお、この方式では敷居が高いと感じられた方は、本会が別途の支援方法を設けました。これもチラシと払込取扱票を同封しました。

**ご協力をお願いします！**

## ● 第11回学習会 老朽原発について ●

とき：2019年12月1日（日）午前10時半より

ところ：嶋田ビル2F

テーマ：ここが問題！老朽原発（仮題）

講師：藤川誠二弁護士（名古屋訴訟弁護団事務局長）

## ● リレーデモ開始 ●

本会を含む「オール福井反原発連絡会」により、老朽原発の運転に反対の意思を表明するためのリレーデモが始まりました。山場は11月23日の高浜原発前の集会と12月8日の関電包囲大集会です。スケジュール詳細は事務局までお問合せください。



\*リレーデモが始まりました。これは越前市内でちょっと一服。

## ● 大飯3、4仮処分却下 ●

2019年3月19日に福井地裁の申し立てられていた仮処分（本人訴訟）は、10月16日に却下の決定。下の2019年10月17日付「県民福井」参照。

### 大飯3、4号機運転差し止め 仮処分申し立て却下

福井地裁

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の地震対策は不十分だなどとして、小浜市の住職中島哲演さん（せいら）二人が運転差し止めを求めた仮処分で、福井地裁（武宮英子裁判長）は十六日、申し立てを却下する決定をした。

申立書では、将来起きる地震の大きさは予測できず、原発の耐震基準を定めることは不可能だと主張。二基の運転を続ければ基準

決定後に会見した中島さんは、審尋で原発運転は危険で倫理に反すると訴えたと説明。「新たに発電役員が倫理に反して金品を授受した問題も明るみに出たが、決定は形式的な理由で退けており、憤りを感じる」と語った。

大飯3、4号機は昨年三〜五月に新規制基準に基づき再稼働し、営業運転中。